

関ヶ原町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
関ヶ原町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	P. 2
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 本町の現状	
2	目標	P. 3
	(1) 時間外在校等時間に関する目標	
	(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3	計画の期間	P. 3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P. 3
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	ア 学校以外が担うべき業務	
	イ 教師以外が積極的に参画すべき業務	
	ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	
	(2) 学校における措置の推進	
	(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	P. 6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、及び文部科学大臣の指針「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき策定するものである。

第2次関ヶ原町教育振興計画で掲げる学校教育に係る基本目標「生きる力とふるさとを愛する心を育み、創造性に満ち深く学ぶ教育の推進」にあたっては、教育職員が心身ともに健康で、自らの職の誇りと自信、やりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境等の整備が不可欠である。

関ヶ原町教育委員会は、本計画を学校と連携し、保護者や地域、関係諸機関のご理解とご協力をいただきながら、働きやすさと働きがいを実現する働き方改革を推進し、児童生徒の豊かな学びと健やかな成長を図っていく。

(2) 本町の現状

本町では、これまでも、岐阜県教育委員会が策定している「教職員働き方改革プラン」を参考に、学校における業務改善、ワーク・ライフ・バランスを意識した働きやすい環境づくり等に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34.0時間	29.0%	0%
中学校	月37.0時間	30.0%	0%

- ・令和6年度の時間外在校等時間は、年平均では月45時間を下回っているが、小学校では29.0%、中学校で30.0%が月45時間を上回っている。
- ・事後検証の結果から、児童生徒の問題行動等への対応や保護者対応など、日々起こる突発的な事案への対応によって時間外在校等時間が長くなる傾向がある。また、特定の分掌、分野等に従事している教育職員の時間外在校等時間が長い。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
【令和6年度 小学校14日、中学校13日】
- ・ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を95%以上にする。
【令和7年4月～令和8年1月 小学校92%、中学校93%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・子ども安全サポーター等保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間の見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
 - ・児童生徒が補導された場合の児童生徒の引き取りについては、保護者が引き取りを行うことをPTA総会等において周知するとともに、警察に依頼する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・関ヶ原町学校給食の経理を行うために関ヶ原小学校に設置している「関ヶ原町学校給食会計」を、関ヶ原町教育委員会事務局に移管することを検討する。
 - ・学校備品とすべきものは、学校運営支援室で検討し、備品として購入するようにする。
 - ・児童生徒が使用する教材や教具等は、できる限り、物品又はサービスを提供する事業者から保護者が直接購入することができるようにする。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働本部の機能をコミットした関ヶ原小・中学校運営協議会を核として連絡調整等が行われるよう、組織・運営体制づくりを進める。

- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では、対応が困難な事案の対応
 - ・保護者に学校以外の様々な相談窓口について周知する。
 - ・学校が弁護士等の専門家の指導・助言を得られる環境を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
 - ・調査内容、回答方法などを精査し、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑦ 学校のウェブサイトの作成・管理
 - ・ウェブサイトの作成・管理については、民間事業者へ委託する。
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報管理担当が中心となって行いつつ、民間事業者へ委託を継続する。
- ⑨ 校内清掃
 - ・校内等の清掃は、学校の状況に応じ、実施回数や範囲を合理化するとともに、必要に応じて、学校支援ボランティアのご協力をいただく。
 - ・校舎や体育館の床、ガラス、網戸、空調室内機フィルター清掃は、民間業者へ委託する。
- ⑩ 部活動
 - ・休日の部活動は、原則「関ヶ原中学校地域クラブ」に委ねる。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑪ 給食の時間における対応
 - ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭が実施する。
 - ・アレルギー対応等、給食時における児童生徒の見守りについては、学級担任のみならず、学校体制を整えて対応できるようにする。
- ⑫ 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・スクール・サポート・スタッフを全校に配置する。
 - ・教材等の印刷や物品等の準備その他補助的な業務については、スクール・サポート・スタッフ等を活用して行う。
 - ・デジタル技術を活用し、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。
- ⑬ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・学級担任の負担を軽減するとともに、児童へのきめ細かな指導を行うために、教育支援アシスタント、特別支援教育支援員を継続して配置する。
 - ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・こどもみらい課等関係機関との連携体制を確保し、積極的な参画を促す。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が60時間を超える、又は3ヶ月連続で1箇月時間外在校等時間が45時間を超える教育職員には、管理職等が面談し、その理由を事後検証するとともに、改善策を明らかにして教育委員会に報告する。
- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を受けるよう勧める。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバル確保に取り組む。
- ・ストレスチェック実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・学校閉庁期間をはじめ、長期休業期間中には、連続して特別休暇や年次有給休暇を取得するなどして、心身のリフレッシュに努める。
- ・年度初めに管理職から、心身のリフレッシュを目的とした年次有給休暇取得も、相互にコミュニケーションを取りながら積極的にして構わないことを伝えるなど、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりを進め、取得を促進する。
- ・水曜日と8のつく日を「早く帰る日」とし、午後6時までに退校する。やむを得ず「早く帰る日」に午後6時までに退校できない場合は、別の日に実施する。
- ・水曜日と8のつく日を除く勤務日の最終退校時刻を午後7時とする。ただし、校長が必要と認めた業務に従事する場合については、その限りではない。（午後7時以降に在校する場合は、校長の承認を得る。）
- ・夏季休業期間中の閉庁期間が一定のまとまった期間となるよう10日間以上を条件に学校閉庁日の設定を行う。
- ・時間外アナウンス機能や録音機能のある電話機を令和8年度に全校に設置し、今後、各校の実情を踏まえながら、時間外アナウンス機能の設定時間や録音機能の活用について学校の負担軽減に資する方向で検討を進める。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・スクール・サポート・スタッフや学校支援ボランティアの確保・充実などについて、関係部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会や教頭会におけるマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。